

「2022年版 EDINET タクソノミ（案）」に対する コメントの概要及び金融庁の考え方

No	タクソノミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
1	開示府令 タクソノミ	タクソノミ要素	<p>2021年(令和3年)3月2日公布の企業内容等の開示に関する内閣府令改正の結果、第二号様式の記載上の注意(57)で、執行役及び社外役員の区分ごとの報酬等の種類の例示項目に「非金銭報酬等」が追加されたにもかかわらず、タクソノミ要素に「非金銭報酬等」がないため、当該要素を追加提案します。</p>	<p>御意見を踏まえ、「非金銭報酬等」をタクソノミ要素として追加しました。</p>
2	内閣府令タク ソノミ	独立監査人の 報告書	<p>2022年(令和4年)3月期の監査報告書から、監査報告書において「その他の記載内容」が記載されます(早期適用は可能)。この改訂は、監査報告書における情報提供の充実などを目的としたものであり、未修正の重要な誤りの有無は、監査報告書の利用者にとっても大きな関心があると考えます。</p> <p>一方で、未修正の重要な誤りがあるかどうかを、多くの誤りがないという記載の中から探し出すことは非常に困難だと考えます。その他の記載内容へのタグ付けを行うことで、未修正の重要な誤りを特定しやすくなります。そこで、当年度のEDINETタクソノミにおいて、「その他の記載内容」及び「未修正の重要な誤り」のタクソノミ要素を追加することが有用だと考えます。</p> <p>なお、「未修正の重要な誤り」についてタクソノミ要素を追加する場合には、タグ付けする記載内容の範囲の明確化、その他の記載内容が存在しない場合や判断できなかったなどの通常とは異なる記載の場合の取扱い及び中間監査報告書での取り扱いについて、方針を示すことが必要だと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、監査報告書に「その他の記載内容」及び「未修正の重要な誤り」をタクソノミ要素として追加しました。なお、中間監査報告書においては、監査報告書とは異なり、その他の記載内容に修正が必要であり、経営者が修正することに同意しない場合のみ「その他の事項」の区分を設け、中間財務諸表との重要な相違について記載するため、当該タクソノミ要素は設定していません。</p> <p>「未修正の重要な誤り」のタグ付けの範囲をガイドラインで明確にしました(『EDINETタクソノミ概要説明』の「2-5-2-19 監査報告書」を御参照。)</p>

No	タクソミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
3	ガイドライン	監査報告書	<p>『EDINET タクソミの概要説明』(案)において、一つの KAM の「内容及び理由」(又は「監査人の対応」)が、複数の HTML 表(又は複数のテーブル行)にまたがる場合、一つのテキストブロックでタグ付けできないような HTML のレイアウトは可能な限り避けてくださいとの記載がありますが、基準が不明確ということもあり、ガイドラインを守られていないケースが存在します。</p> <p>確認した限りでは回避出来ないものではないと思われしますので、明確な基準の記載、もしくは、禁止する旨の記載をご検討ください。</p>	御意見を踏まえ、『EDINET タクソミ概要説明』に説明を追加しました(「2-5-2-19 監査報告書」を御参照。)
4	ガイドライン	監査報告書のタグ付け	<p>2021 年(令和3年)3月期の監査報告書の個別財務諸表の監査報告書において、連結と同一である旨の記載がある場合に、タクソミ要素である「内容及び理由」、「監査上の対応」及び「連結と同一内容である旨」のタグ付けが統一されていなかったように思われます。</p> <p>「連結と同一内容である旨」要素のタグ付けを緻密に分けたとしても、同一である箇所の参照は目視によるしかないことも含めてデータ分析的効果は大きくなく、むしろ、タグ付け方式の拡散によるデータ利用者側の不便も想定されるところ料いたします。</p> <p>したがって、「連結と同一内容である旨」要素については、内容及び理由及び監査上の対応の記載が無く、連結と同一である旨が記載される場合にのみ使用する(「内容及び理由」及び「監査上の対応」のタグ付けと併用しない。)ことの EDINET ガイドラインへの明記を提案させていただきます。</p>	御意見を踏まえ、個別財務諸表の監査報告書におけるタクソミ要素のタグ付け方法についてガイドラインに説明を追加しました(『EDINET タクソミ概要説明』の「2-5-2-19 監査報告書」を御参照。)
5	国際会計基準 タクソミ	タクソミ要素	IFRS 第8号「事業セグメント」24(b)で開示が求められている「非流動資産への追加額」がタクソミ要素にないため、当該要素を追加提案します。	御意見を踏まえ、「非流動資産への追加額」をタクソミ要素として追加しました。

No	タクソミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
6	財務諸表本表 タクソミ 業種: 投資業	タクソミ要素	勘定科目名称の利用状況及びタクソミの全体構成の観点から次の勘定科目をタクソミ要素として追加することを提案します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産保管及び一般事務委託手数料(損益計算書) ・ 使途制限付信託預金の払出による収入(投資 CF) ・ 使途制限付信託預金の預入による支出(投資 CF) 	御意見を踏まえ、タクソミ要素を追加しました。
7	開示府令 タクソミ	タクソミ要素	「株式の保有状況」に追加された「最大保有会社の名称」及び「投資株式計上額が次に大きい会社の名称」要素について、実際の開示では同一目次要素の中に複数回(見出と本文の両方に会社名が出てくるなど)記載されているケースがあるため、タグ付け指針(一方あるいは両方タグ付けしてよい、など)をガイドラインに追記するなどをご検討いただけないでしょうか。	御意見を踏まえ、タグ付け対象の記載が複数回出てくる場合には、最初の記載にのみタグ付けをする旨、ガイドラインで明確にしました(『EDINET タクソミ概要説明』の(「2-5-2-17 株式の保有状況」を御参照。))。

No	タクソノミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
8	開示府令 タクソノミ	タクソノミ要素	<p>「株式の保有状況」に「株式数(記載省略)」及び「貸借対照表計上額(記載省略)」要素が追加されている。既存の「株式数」及び「貸借対照表計上額」要素とこれらの追加された要素の使い分け及びタグ付けの対象を明確にした方がよいのではないか。</p> <p>なお、データ取得側からみると、今回のタグ新設で得られるメリットはほとんどなく、むしろ一覧表の同一カラムにおいて複数の要素をケアする必要がある。</p>	<p>「株式数」及び「貸借対照表計上額」要素は、数値項目のみにタグ付けが可能な要素であり、文字列にタグ付けすることが出来ません。そのため、「株式数」又は「貸借対照表計上額」欄に数値が記載されず、「*」又は「(注)」等の文字列が記載された場合にタグ付けをするための「株式数(記載省略)」及び「貸借対照表計上額(記載省略)」要素を追加しました。これにより、「株式数」又は「貸借対照表計上額」欄に記載された情報を全て入手することが出来るため、メリットがあると考えます。</p> <p>御意見を踏まえ、これらの要素のタグ付方法及び対象をガイドラインで明確にしました(『EDINET タクソノミ概要説明』の(「2-5-2-17 株式の保有状況」を御参照。))。</p>

No	タクソミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
9	ガイドライン	保有株式の状況	<p>『EDINET タクソミの概要説明』(案)において、保有目的等が、「同上」、「〃」等と記載された場合、タグ付けされた値としては内容がわからないので、「同上」、「〃」等の記載は避けることを推奨しますとの記載が追加されていますが、XBRL 化情報の充実の観点からは非常に有効なルール設定と考えます。</p> <p>しかしながら一方で本項の記載は、比較的小さなスペースに比較して多くの情報が記載されることがあり、記載社数と記載文章量によっては可読性が大きく損なわれる可能性も考えられると思料します。本項規定の趣旨を理解しつつ、実務対応の観点から本項でいう「推奨」について、記載文の分量、記載会社数の観点から視認性、可読性のバランスを損なわない形で全欄別個に具体的な記載ができるかと判断した場合と考えますが、その認識でよいでしょうか。</p>	御認識のとおりです。
10	ガイドライン	コンテキスト ID の選択	<p>『報告書インスタンス作成ガイドライン』の「5-4-1 コンテキスト ID の命名規約」に、目次項目要素直下のテキストブロック要素以外は、包括タグではないので、詳細ツリーに準じたコンテキスト ID の選択が必要である点に注意の規定が追加されました。従前から存在する様式ツリー配下の要素は、この規定の対応を取ったうえでも従前のコンテスト設定と結果的に変わりがないと認識しており、2022 年版タクソミで新たに追加された2要素(「最大保有会社(提出会社でない場合)の名称」及び「投資株式計上額が次に大きい会社(提出会社でない場合)の名称)」がその対象となる可能性があると考えております。</p> <p>当該改正が、一般的にどのようなケースを想定しての規定改正であるか、その趣旨を明確にしてください。</p>	様式ツリー中の包括タグで、期間・時点の情報に重要性がない場合には、タグ付けの簡易性を重視し画一的な選択をするケースがあるため、開示府令の有価証券報告書等におけるコンテキスト ID の選択は、経理の状況以外は提出日、経理の状況は会計期間としていました。しかし、様式ツリー中に包括タグ以外のタグ付け対象となる値がある場合も想定し、コンテキスト ID の選択について明確化する記載を追加しました。

No	タクソミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
11	開示府令タクソミ 財務諸表本表タクソミ 国際会計基準タクソミ	英語ラベル	英語ラベルについて全体的な整合性を向上するための改善提案(計 40 項目)。	御意見を踏まえ、英語ラベルを更新しました(更新後の英語ラベルは、『EDINET タクソミ更新概要添付資料』を御参照。)
12	開示府令タクソミ	タクソミ要素	「株式の保有状況」のタグ付けについて、複数銘柄のタグ付け漏れが発生している事例があった。タグ付け対象の銘柄が複数あるため、今後もタグ付け漏れが発生する可能性があると考え。したがって、XBRL データの利用にも影響を及ぼしかねないため、バリデーションを強化してほしい。	タグ付け漏れの状況について調査をした上で、対応を検討することといたします。 複数銘柄のタグ付けが発生していることを踏まえ、全ての銘柄にタグ付けが必要であることをガイドラインで明確にしました(『EDINET タクソミ概要説明』の(「2-5-2-17 株式の保有状況」を御参照。))。